

よつかいどう市

発行

四街道市商工会広報委員会

四街道市鹿渡895-14

TEL.043(422)2037

FAX.043(423)6941

URL <https://yotsukaido.or.jp>

商工会

e-mail info@yotsukaido.or.jp

2025年148号

だより

よつかいどう法律事務所

TEL.043-310-5133 <http://www.yotsukaido-lo.jp>千葉県弁護士会所属 所長弁護士 松田和哲 弁護士 安藤なつき
四街道市四街道1-7-9 中島ビル3階 (四街道駅北口徒歩3分)

自家とう精の美味しい米を売る店 米穀・灯油・LPガス・ガス器具

(有)山本産業

TEL (422)2620(代)

FAX (422)9069

東京ガス・四街道市上下水道指定工事店 四街道1511-19 松並木通り

謹賀新年

令和7年 元旦

会員の皆様には商工会事業に御支援、
御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
本年もよろしく願いいたします。

中小企業の事業資金調達をサポート

四街道市中小企業資金融資をご活用ください!

中小企業資金融資制度は、千葉県信用保証協会の信用保証により、市内の金融機関を通じて市内の中小企業者等に対して事業に要する資金の融資を行うことで、中小企業の振興を図るために運用している制度です。また、本制度の利用者には、事業上の借入金に対し金融機関に支払う利子の一部を補給します。

貸付資金の種類

一般事業資金…事業の経営上必要とする運転資金と設備資金です。

小規模事業資金…中小企業信用保険法第2条第3項に定める小規模事業者が、保証協会の保証付き融資額の残高と併せて2,000万円の範囲内で融資を受けることのできる国の全国統一保証制度です。

創業資金…産業競争力強化法第2条第29項に定める創業者が、新たな事業活動を開始するために要する運転資金及び設備資金です。

貸付資金一覧

貸付資金の種類	区分	限度額	期間
一般事業資金	運転資金	2,000万円	5年以内
	設備資金	2,000万円	10年以内
小規模企業資金	運転資金	2,000万円	5年以内
	設備資金	2,000万円	7年以内
創業資金	運転資金	2,000万円	5年以内
	設備資金	2,000万円	7年以内

・設備資金の対象となる設備は、市内に設置するもの、または市内の事業所の用に供するものです。また、すでに本制度を利用されている場合、完済後でなければ新たな融資は受けられません。運転資金と設備資金を併せて借り入れる場合の限度額は2,000万円です。

令和6年度貸付利率及び利子補給率一覧

貸付期間	貸付利率	利子補給率		利子補給率		市内取扱金融機関	
		一般事業資金・小規模企業資金	創業資金	一般事業資金・小規模企業資金	創業資金		
1年以内	1.85%	1.00%	1.50%	0.85%	0.35%	京葉銀行	四街道支店
3年以内	2.15%			1.15%	0.65%	千葉銀行	四街道支店
5年以内	2.25%			1.25%	0.75%	三井住友銀行	四街道支店
10年以内	2.75%			1.75%	1.25%	千葉興業銀行	四街道支店
						千葉信用金庫	四街道支店

(注釈)利子補給対象期間は当初の借入期間又は借入れの日から5年を経過する日までのいずれか短い期間です。

ご相談の際は、商工会、市産業振興課、取扱金融機関へお越しく下さい。